公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡市老人クラブ連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市中央区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、福岡市における老人クラブの普及発展を図り、高齢者の生活及び地域社会を豊かにする事業を実施することにより、広く高齢者の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 高齢者の健康づくり、介護予防及び生きがいに関する事業
 - (2) 高齢者の相互支え合い及び地域における社会奉仕活動事業
 - (3) 老人クラブ活動の強化、育成及び支援に関する事業
 - (4) 老人クラブ活動の普及啓発事業
 - (5) その他公益目的達成に必要な事業
- 2 この法人は、公益目的事業の推進に資するため、必要に応じて次の事業を行う。
- (1) 老人クラブ関係者等への福利増進に関する事業
- (2) その他公益目的事業の推進に資する事業
- 3 前2項の事業については、福岡市において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

- 第5条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
 - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した単位老人クラブ
 - (2)特別会員 この法人と緊密な連携を保つ相互支援組織である区老人クラブ連合会 及び地区老人クラブ連合会
 - (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で第12条に規定する総会 (以下「総会」という。) において推薦された者
 - (4) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、団体及び企業

(会費)

- 第6条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員は、別に定める会費等を納入しなければならない。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、第31条に規定する理事会(以下「理

事会」という。)が別に定める入会申込書により、第23条第3項に規定する会長(以下「会長」という。)に申し込むものとする。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを当該会員に通知する。
- 3 正会員は、単位老人クラブ代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者 (以下「クラブ会長」という。)を定め、会長に届けなければならない。
- 4 クラブ会長を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 退会したとき。
 - (2) 会員が解散又は死亡したとき。
 - (3) 1年分以上の会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5)総正会員の同意があったとき。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、退会しようとするときは、理事会が別に定める退会届を会長に届け出て、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決によって除名することができる。
 - (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項により除名の決議がされたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、すでに納入した会費その他の拠出金は、 これを返還しない。

第3章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 第23条に規定する役員(以下「役員」という。)の選任及び解任
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) 収支計算書、貸借対照表及び損益計算書の承認
 - (4) 定款の変更

- (5) 会員の除名
- (6)解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(種別)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(開催)

- 第15条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。
- 2 臨時総会は、いずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招集)

- 第16条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会の招集は、会員に対し会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、開会の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席正会員のなかから選任する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員一人につき1個とする。

(議決)

- 第20条 総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の 議決権の 3 分の 2 以上の議決をもって行う。
- (1)会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4)解散
- (5) その他法令で定める事項
- 3 役員を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の議決を行わなけれ ばならない。

(決議権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。 この場合において、第17条及び前条の規定においては、出席をしたものとみなす。

(議事録)

- 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかから総会において選出された議事録署名 人2名以上が署名しなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

- 第23条 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 20名以上25名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長(うち1名を女性とする。)、1名を常務 理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1 項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第24条 役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務の 執行を審議決定する。
- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職 務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
 - (3)総会及び理事会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
 - (4) 財産の状況又は業務執行につき、不正の事実があると認めるときは、これを総会又は理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要あるときは会長に理事会の招集を請求すること。
 - (6) 前各号に定めるもののほか、法令及びこの定款に定める事項の権限を行使すること。

(任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最後のものに関する通常総

会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、第23条で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第28条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める。

(責任の免除又は限定)

- 第30条 この法人は、法人法第111条第1項に規定する損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく、賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(設置)

- 第31条 この法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1)総会の日時、場所及び付議すべき事項の決定
 - (2) 規則、規程等の制定及び改廃
 - (3) 事業計画及び予算の承認
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

- 第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、3箇月に1回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに役員に対して通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別に定めがあるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第39条 役員が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その 事項を理事会へ報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第6章 財産及び会計

(財産の種類)

- 第41条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で基本財産とすることを決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第42条 この法人は、基本財産の適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事

の3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第43条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事 会の決議により行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備 え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 収支計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及び第7号の書類については、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第58条第1項第7号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要財産の処分又は譲受け)

- 第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって 償還する短期借入金を除き、理事会において、理事の3分の2以上の議決を経なけれ ばならない。
- 2 この法人が重要財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 基金

(基金)

- 第49条 この法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。
- 2 拠出された基金は、この法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還手続きについては、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第8章 定款変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、第52条の規定を除き、総会の決議によって変更することができる。
- 2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。) をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(解散)

第51条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第52条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、この法人と類似の事業目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人(以下「類似法人等」という。)に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、類似法人等に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、 財務資料等を公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要事項は、理事会の決議により定める。

(個人情報の保護)

- 第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により定める。

(公告)

第56条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

- 第57条 この法人に、事務局を置く。
- 2 事務局は、職員若干名をもって組織する。
- 3 職員は、会長が任命する。なお、重要な職員の任免は、理事会の承認を得て行う。
- 4 前2項に定めるもののほか、事務局及び職員に関する規定は、理事会で定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第58条 次に掲げる帳簿及び書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に 供するものとする。
 - (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 役員報酬等の支給基準を記載した書類
 - (7) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (8) 事業計画及び収支予算書等
 - (9) 事業報告及び決算等
 - (10) 財産目録
 - (11) 監査報告
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令で定めるもののほか、第54条第 2項に規定する情報公開規定によるものとする。

第11章 雑則

(委任)

第59条 この定款の執行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に規定する公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この定款は、整備法第106条第1項に規定する特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙名簿のとおりとする。
- 4 この法人の最初の会長は竹之内徳盛、常務理事は岡村和昭とする。

別紙 理事・監事名簿

 理事
 野中咲子
 矢嶋崇
 鳥羽重信
 江口信雄
 田中寛

 下田艶子
 石橋次郎
 佐藤光
 木内潤子
 山﨑巍

立川喬 辻芳子 藤正治 宮崎學 冨田美津子 竹之内徳盛 稲吉順 藤本昌代 平林孝一 生田猷二

大森節子 松田潤嗣 三浦雅子 岡村和昭

監事 福井良一 中野保彦